

## 都市と緑農地が調和した良好なまちづくりを実現する 土地区画整理事業特区

都道府県名：	埼玉県	
申請主体名：	埼玉県川口市	
区域の範囲：	川口市新井宿駅北側地区及び戸塚安行駅南側地区	
特区の概要：	<p>本地区は、S42年に安行近郊緑地保全区域、S45年に市街化調整区域に指定され、花き・造園等の緑化産業が盛んで、周辺にはSR新井宿駅や戸塚安行駅、首都高、外環道が位置し、交通至便な地区である。近年、これら交通利便性の高さに加え、農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、資材置場等の土地利用転換が進行し、緑農地の減少が課題となっている。</p> <p>このため、開発需要の高い駅周辺において、緑溢れる優良な開発や基盤整備等を迅速かつ計画的に進め、都市と緑農地が調和し、地域経済の活性化に資するまちづくりの実現を目指す。</p>	
適用される規制の特例措置：	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業	



緑農地の風景



緑農地からの土地利用転換の様子